

【 緩和照射・神経ブロック 院内連携体制フロー 】

【最重要ルール】 麻酔科・放射線治療科への「直接相談」および「直接予約」は不可
※必ず以下のフローを経由すること

① 院内ルート（自院に通院・入院中）

患者様・ご家族からの相談
または主治医による必要性の認識



院内の主治医
※適応の検討を実施



「麻酔科」または「放射線治療科」へ
院内依頼・手続きの実施



緩和照射・神経ブロックの実施

② 院外ルート（他院に通院・入院中）

他院の医師と相談し、
当院宛の紹介状の作成を依頼



当院の地域医療連携センター
公式HP「医療機関の皆様へ」より予約
※他院の主治医の紹介状が必須



当院の該当する診療科を受診
※当院の担当医が適応を検討



当院担当医より院内の
「麻酔科」または「放射線治療科」へ手続き



緩和照射・神経ブロックの実施

③ 当院での対応（神経ブロック等）が難しい場合の連携体制

【 病態や施設基準等の理由により当院での対応が困難な場合 】



埼玉県立がんセンターや埼玉医科大学総合医療センターをはじめとする、
高度な専門治療を実施している専門医療機関と緊密に連携し、
紹介手続きを行います。